

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和6年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

9時55分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、2番 青木一已 委員と、12番 板井照子 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の尾家さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、9件でございます。「議案第1号、通り番1から9を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

3番委員

■通り番1・2・3・4・5番

通り番1から5を続けて説明します。

譲渡人の■■■■さんが耕作管理出来ない為、譲受人の■■■さんに売却をするものです。申請地は■■■グラウンドの裏手になります。問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。

通り番2を説明します。

譲渡人の■■■■さんが高齢のため耕作管理出来ないため譲渡人の■■■■さんに贈与するものです。■■■■さんと■■■さんは親子です。申請地は■■■入口近くです。問

	<p>題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>通り番 3 を説明します。</p> <p>譲渡人の ■■■■ さんが耕作管理出来ない為、譲受人の ■■■■ さんに贈与するものです。申請地は ■■■ 神社から下ったところになります。問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>通り番 4 を説明します。</p> <p>譲渡人の ■■■■ さんが遠方のため耕作管理出来ない為、譲受人の ■■■■ に売却をするものです。申請地は梶屋から皆毛へ抜ける市道の横と梶屋の集落の東側です。問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>通り番 5 を説明します。</p> <p>譲渡人の ■■■■ さんが遠方のため耕作管理出来ない為、譲受人の ■■■■ に売却をするものです。申請地は通り番 4 の堀立の農地の横になります。問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 1 から 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
8 番委員	<p>■通り番 6・7</p> <p>通り番 6 と 7 を続けて説明します。</p> <p>貸付人の ■■■■ さんと ■■■■ さんの農地を借受人の ■■■■ さんが賃貸借にて借り受けて苺を栽培するものです。特に問題もありませんのでご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 6 と 7 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番 8 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
2 番委員	<p>■通り番 8</p> <p>通り番 8 を説明します。</p>

議 長	<p>譲渡人の■■■■さんが遠方のため、耕作管理できないことから譲受人の■■■■さんに贈与するものです。申請地は■■■■の下側になります。関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議案第1号の通り番8について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、続きまして通り番9につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>■通り番9</p> <p>通り番9を説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんが耕作管理できないことから、譲受人の■■■■さんに贈与するものです。申請地は以前から■■さんが管理していた農地です。関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番9について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第1号は、全て原案通り可決いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">議案第2号</p> <p style="text-align: center;">農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について</p> <p>続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>

事務局	<p>今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。</p> <p>「議案第2号、通り番1を議案書をもとに朗読」</p>
議長	<p>議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>■通り番1</p> <p>通り番1について説明します。</p> <p>申請人の■■■■さんが自宅の敷地を拡張し築庭をするものです。3月5日の地区審査会で申請書類をもとに、以前に着工し現状は築庭されている状況から、違反転用事案であることの内容確認をいたしました。関係書類は揃っている状況ではありますが、感情的になっている部分もあつてか反省の色があまり感じられませんでしたので、他の委員の皆さんの意見を伺いたいのですが。</p>
10番委員	<p>違反転用事案ということから、先ず農振除外申請の認可を受けて、事後ではあるが始末書を添付した申請案件であるので、感情的になった部分も見受けられたが関係書類も揃っているとの事なので認めてもいいのでは。</p>
9番委員	<p>違反転用についてのペナルティはありますか。</p>
事務局	<p>事後にはなりますが、内容によって始末書もしくは顛末書を添付して正規の手順による許可申請をすることになります。悪質な案件では原状復帰もあり得ます。</p>
議長	<p>議案第2号の通り番1について、地元委員からの説明と他の委員からの意見・質疑がありました。農業委員会の意見としては、再度、事務局から申請人への指導をすることで原案通り可決するという事で宜しいですか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第2号は、原案通り可決し県に進達いたします。</p>

	<p>ものです。申請地は■■■■の東側の「■■■■■■■■」で、定員が増えた事と、建物の老朽化に伴い施設を整備する計画です。関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>議案第3号の通り番2と3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第3号は、原案通り可決し県に進達いたします。</p>
<p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について</p>	
議 長	<p>続いて、議案第4号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の非農地証明交付申請の承認は、1件でございます。「議案第4号、通り番1を議案書をもとに朗読」</p>
議 長	<p>議案第4号について事務局の朗読が終わりました。通り番1につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■通り番1 通り番1について説明します。 ■■■■さんが昭和63年に倉庫建設のため農地法第5条許可を受けましたが、その後、法務局での地目変更を行っておらず、地目は畑のままとなっております。現地に倉庫は無い状況ですが、電柱の引っ張り線や土砂が入れられており、すでに農地ではありません。関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議お願いします。</p>
議 長	<p>議案第4号の通り番1について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p> <p>無いようでございますので、議案第4号の非農地証明交</p>

	付申請の承認について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第4号は原案通り承認いたします。
	議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
議 長	議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	「議案第5号を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。最適化活動の目標の設定等については、毎年度、3月中に設定をすることとなっておりますが、ご意見、ご質問はありませんか。
9番委員	「農地の集積」の②目標の数字が今年の豊前市の目標ですか。
事務局	これまでの集積面積が891haであり、この数値に今年度の新規集積面積135haの数値を加算した数値で1,026haを令和6年度の目標集積面積に設定しています。
8番委員	今年度の目標60%は達成出来そうなのか。
事務局	令和10年度の集積率80%の途中経過の数値目標として設定した数値で、これまでの集積率は52.1%です。規模縮小や離農した農業者の方達の農地を認定農業者の方達へ集積・集約に努めていきます。
8番委員	令和5年度の新規参入者はどのような人ですか。
事務局	東京在住の方で、実家がある豊前市で新規就農者としてぶどう栽培を計画している方です。
議 長	ほかに何かありませんか。無いようでございますので、議案第5号は原

<p>全 員</p> <p>議 長</p>	<p>案通り可決してよろしいですか。</p> <p>異議なし</p> <p>全員異議なしとのことですので、議案第5号は原案通り可決いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので3月の定例総会は終了いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 の 宣 言</p> <p>10時50分閉会を宣言する。</p>
-----------------------	---